

閉鎖等検討委員会 傍聴人の皆様へ

本日はお忙しい中、町田市最終処分場閉鎖等検討委員会の会議を傍聴いただき、ありがとうございます。

最終処分場閉鎖等検討委員会では、会議を公開し周辺の環境に汚染等をもたらすことなく、安全に閉鎖するための検討を重ねていきたいと思っております。

会議資料の閲覧等について

傍聴人の皆様には会場にて閲覧用の会議資料を閲覧できます。なお、会議資料の冊数が限られておりますのでご了承ください。会議資料のお持ち帰りを希望される方は事務局へお申し出ください。白黒コピーとなりますが、コピー代実費（資料1枚につき10円）のご負担をお願いいたします。

検討委員会への意見提出について

検討委員会の検討内容等に対してご意見のある場合には、次の方法で出来ます。

- ① 検討委員会の会場では、委員長の裁量で時間を決めて、意見発言の場を設けます。
- ② 清掃事業部清掃総務課に郵送、ファクス送付または直接窓口に文書でご提出ください。

郵送先：〒194-0202 町田市下小山田町 3160 町田市清掃事業部清掃総務課

ファクス：042-797-5374

出されたご意見は、次のように取り扱います。

- ① 検討委員会に出された意見は、検討委員会で諮ります。
- ② 意見は、必要に応じて公表することがあります。ただし個人情報や個人を特定できる事項に該当する部分は公表しません。
- ③ 意見への個別の回答は行いません。
- ④ 公序良俗に反する意見、誹謗・中傷や虚偽事項があるものは無効とします。

お願い

傍聴にあたっては、次の事項をお守りくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

- ① 係員の指示に従い、傍聴席で静穏に傍聴すること
- ② 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- ③ 会議場内において発言しないこと（委員長が傍聴人に意見の発言を許可した場合を除く）
- ④ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- ⑤ 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（検討委員会が特別に承認した場合を除く）
- ⑥ その他、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと